

豊田市次世代育成支援行動計画

とよた子ども スマイルプラン

青少年編

平成 21 年度事業実績報告書

平成 22 年
豊田市

目 次

施策の取組方針 1	家庭・地域における健全育成環境の整備	
基本施策 1	子どもの権利擁護の推進	1
基本施策 2	家庭における子どもの養育機能の再生強化	2
基本施策 3	子どもの心身の健やかな成長に資する育成環境の整備	3
施策の取組方針 2	教育・学習環境の充実と開かれた学校づくりの推進	
基本施策 4	確かな学力の向上	6
基本施策 5	心の教育の推進といじめ・不登校への対応	7
基本施策 6	開かれた学校づくりの推進	8
基本施策 7	生涯にわたる学習への支援	9
基本施策 8	青少年の情報リテラシーの向上支援	11
施策の取組方針 3	次世代を担う子どもの自立に向けた支援の充実	
基本施策 9	思春期児童への支援の充実	12
基本施策10	次世代の親の育成	12
基本施策11	若者の就業と自立への支援	13
施策の取組方針 4	すべての子どもと子育て家庭に対する支援の充実	
基本施策12	身近な地域における子育て支援機能の充実	15
基本施策13	子育てや教育に伴う経済的負担の軽減	15
基本施策14	援助を必要とする子どもと家庭への支援	16
施策の取組方針 5	仕事と子育ての両立を支援する環境づくりの推進	
基本施策15	「働き方の見直し」と企業の自主的な取組への支援	17
施策の取組方針 6	安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進	
基本施策16	小児保健医療体制の充実	18
基本施策17	食育の推進	18
施策の取組方針 7	子育てを支援する安全な生活環境の整備	
基本施策18	安全で快適に暮らせる都市環境の整備	19
基本施策19	子育てを支援する住宅施策の充実	19
基本施策20	子どもの安全の確保	20
施策の取組方針 8	重層的・多面的な子育て支援ネットワークの構築	
基本施策21	地域の子育て支援ネットワークの構築	21
基本施策22	子どもと家庭をめぐる問題への対応	21

本報告書はとよた子どもスマイルプラン・青少年編の事業実績を報告するもので、とよた子どもスマイルプラン及び同青少年編に重複事業掲載がされているものは、別冊の「とよた子どもスマイルプラン事業実績報告書」で優先的にとりまとめをしている。

施策の取組方針 1 家庭・地域における健全育成環境の整備

基本施策 1 子どもの権利擁護の推進

【基本施策の考え方】

子どもは、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」にうたわれているように、一個人としてその最善の利益を保障されるべき存在です。さらに、子どもは、適切な養育を受ける権利や不当な不利益がないよう保護される権利を有するとともに、意見表明や思想・良心の自由などの能動的な権利も持ちます。このため、子どもを権利の「主体」として明確に位置付け、子ども自身による意見表明や自発的行動を促進するための取組を進めるとともに、子どもの権利に関する市民意識を醸成します。

【平成 21 年度の実施状況】

(1) 子どもの権利の保障

子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合い、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現するため、平成 19 年 10 月 9 日、「豊田市子ども条例」を制定しました。

子どもの権利侵害に関する救済制度のについては、平成 20 年 10 月に開設した「とよた子どもの権利相談室」において、本人及び関係者からの申し立てを受け、問題解決に向けた取り組みを行いました。

「子ども会議」では、37 名の子ども委員が参加して 10 回の会議を開催しました。5 つのテーマ（遊びを通した子どもの交流、安全なまち、条例普及、環境問題、子ども会議の 2 年間の活動）に関する分野別調査活動を展開しました。また、子ども総合計画に策定に向け、各地区ふれあいまつり等の機会に地域の子どもの意見聴取を実施しました。意見聴取数は 4,506 件でした。

そのほか、中学生の主張発表大会を開催しました。9,183 点の応募があり、少年の出張愛知県大会へ 3 名が選出されました。

(2) 子どもの権利に関する市民意識の醸成

市民への意識啓発の向上を図るため、子どもの権利学習プログラム（小学校低学年、中学年、高学年、中学生、おとな）を実施しました。小学校では、低学年 59 校、中学年 62 校、高学年 60 校延べ 397 教室で実施しました。中学校では 17 校 85 教室で実施しました。大人版は P T A などを対象に 3 回実施しました。また、こども園・私立幼稚園、小学校・市民を対象に人権移動教室を 29 回開催し、紙芝居・腹話術等を使い人権啓発を行いました。

そのほか、市ホームページ内「とよたうえぶぎゃらりー」で小中学生向けのポスターやコンクール受賞作品を掲載しました。子ども向けホームページの開設については、平成 22 年度以降子ども会議等で検討していきます。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
(仮称)地域子ども会議 の開催	-	開催地域数 (未実施) 会議開催回数(未実施)	開催地域数 26地域 会議開催回数 52回
子ども委員活動の推進 子ども委員による政 策提案件数 子ども委員の任命人 数	-	4件 37人	20件 40人
中学生の主張発表大会	応募者数 9,779人 来場者数 350人	応募者数 9,183人 来場者数 200人	応募者数 9,300人 来場者数 380人
子どもの権利教室の開 催 子どもの権利教室の 開催回数 「人権を考える集い」 の開催	- 12校/年	485回 12校	300回 12校/年
子どもと保護者の人権 移動教室の開催(開催回 数)	13か所/年	29回	12か所/年
子ども向けホームページ 開催支援(とよたうえぶギ ャラリー掲載数)	年8コンテンツ	年10コンテンツ	年13コンテンツ

基本施策2 家庭における子どもの養育機能の再生強化

【基本施策の考え方】

近年の都市化や核家族化、少子化、地域社会の希薄化などの家庭を取り巻く環境の変化の中で、家庭における子どもの養育機能の強化の必要性が指摘されています。このため、子どもの養育の基本は「家庭」にあることを再確認し、家庭における子どもの養育機能を再生強化するための取組を進めるとともに、親が子育ての具体的な方法や心構えを身に付け、親として果たすべき役割や責任を自覚し子育てにあたることができるよう、「親育ち」への支援を充実させます。

また、家庭における子どもの養育については、「育児(イクジ)なし」の父親の問題にも取り組む必要があります。我が国では、父親が育児にかかる時間が他の先進国と比較して突出して少ないことが指摘されています。父親が親としての役割を積極的に果たすことが、子育て家庭の育児ストレスや不安の解消のみならず、子どもの健全な育ちのためにも重要であるといえます。このため、男性の家事・育児への参加を促すための意識啓発や学習機会の提供などの取組を推進します。

【平成21年度の実施状況】

(1) 家庭教育への支援の充実

家庭教育への支援の充実を図るため、総合野外センターで家族開放を年10回、ファミリーウィークを年2回開催し、家族利用受け入れを実施しました。

本市における家庭教育支援の主要事業である「家族そろって朝食を！」市民運動では、産業フェスタ等イベントでの啓発活動のほか、啓発バナーの設置を行い、家族と一緒に

食事をとることで親が子どもと共に育つこと、すなわち親育ちの視点を重視して事業展開を図りました。

そのほか、家庭教育に関する講座の講師料の補助を行い、小学校7校・中学校1校が講座を開催しました。

(2) 父親の家事・育児への参加の促進

男性の家事・育児能力の向上と男女共同参画意識の向上を図るため、男性応援講座を5回開催しました。また、豊田市内では「おやじの会」が13か所で設置され、各地区で活動を展開しています。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
青少年活動施設の家庭利用(家族開放及びファミリーウィーク事業延べ利用者)	1,488人	858人	1,600人
親子体験学習の開催(参加人数)	199人	-	270人
家庭教育(親育ち)推進 市民運動の推進	啓発回数 4回/年 啓発活動の対象者 30,000人	啓発回数 4回/年 啓発活動の対象者 30,000人	啓発回数 4回/年 啓発活動の対象者 40,000人
おやじの活動促進 (おやじの会の設立数)	8か所	13か所	10か所
男性の家事・育児能力向上講座(男性応援講座の開催数)	7回	5回	5回

基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する育成環境の整備

【基本施策の考え方】

子どもは、成長過程において様々な体験をすることによって、自ら感じ、学び、育っていきます。しかし、都市化や身近な自然の減少が進み、治安の悪化によって子どもたちが伸び伸びと遊び、様々な体験をする機会が少なくなりつつあります。

本市では、これまで学校や地域において様々な体験活動の機会を提供してきましたが、今後は提供する活動の質の向上や機会の拡充、子ども自身が地域で自主的に活動する機会の創出などを含め、子どもの心身の健やかな成長に資する育成環境の整備についての取組を進めます。

【平成21年度の実施状況】

(1) 多様な体験機会を通じた健やかな心と体の育成

地区総合型スポーツクラブでは、スタッツ等のスポーツに関する教室を延べ129教室開催し、世代間交流や家族・親子参加が可能なスポーツプログラムを実施しました。また、親子農業体験スクールでは14組の親子が参加し、農作物づくりを体験しました。

交流館では、自然・体験講座を95講座実施し、各地域の自然体験や世代間交流の場を設定しています。また、こども園等においては動物愛護教室を開催し、優しい心や思

いやりの心を育てています。そのほか、子どもの遊びプロジェクトの推進については、子ども会議の委員活動のなかで展開方法を検討していきます。

(2) 地域における子どもの居場所づくり

すべての小学生を対象とした放課後の居場所づくり事業である放課後子ども教室事業は、本市においては地域における「子ども見守り隊」事業として展開を進め、12地区（岩滝自治区、東田自治区、乙部ヶ丘自治区、豊南コミュニティ、豊松自治区、丸山自治区、西保見小学校区、外根自治区、青木自治区、平戸橋二区自治区、青木台自治区、志賀ニュータウン自治区）で開催しています。

本市の青少年活動の拠点施設である青少年センターでは、青少年指導者養成事業、青少年交流学習事業、青少年支援事業、青少年団体活動支援などで機能及び事業の充実を図っています。また、青少年センター再整備については、平成22年3月策定の子ども総合計画で重点施策に位置づけ、平成22年度以降検討を進めます。

(3) 子どもの自主活動への支援

子ども・青少年の自主活動への支援として、青少年センターでは、レクリエーション指導者の養成講座及び指導者の派遣を実施しました。

昭和58年からつづく、青少年活動表彰制度（ひまわり褒章）では、2団体を顕彰しました。

学校間交流の情報手段としては、「とよた子どもまなびネット」を全103校に整備し活用しました。また、小中学校全校に電子黒板各1台と校内LANセットの配置が完了し、授業の中で児童生徒が学びの成果を発表したり考えをまとめる活動に生かしました。

(4) 地域・まちづくりへの子どもの参画

子どもの意見表明及び市政への子どもの参画機会の向上を図るため、地区ふれあいまつりや青少年関連イベントの際に意見聴取を実施しました。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
動物愛護教室の開催 犬とのふれあい 飼育動物の世話の仕方	25回 19回	32回 9回	30回 20回
親子農業体験スクールの開催	開催回数 1回/年 参加者数 親子11組	開催回数 1回/年 参加者数 親子14組	開催回数 1回/年 参加者数 親子20組
環境学習指導員の養成・登録 環境学習指導者名簿の作成 環境学習養成講座の開催	126人 8回	名簿の廃止 14回	130人 10回

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
地域と学校の連携による自然・社会体験活動の実施 交流館自然・社会体験講座数 交流館自然・社会体験講座受講者数	108講座 4,827人	95講座 延べ13,202人	120講座 5,300人
とよた子ども遊びプロジェクトの実施(とよた子ども遊びプロジェクトの参加児童生徒数)	-	(未実施)	40人
青少年センター機能及び事業の充実(青少年センター延べ来館者数)	93,225人	103,102人	100,000人
青少年指導者の養成	講座開催回数 72回/年 受講者数 345人	講座開催回数 4回/年 受講者数 141人	講座開催回数 80回/年 受講者数 400人
青少年活動表彰制度 青少年地域活動顕彰(ひまわり褒賞)	5団体	2団体	5団体
青少年指導者(大学生を主体)養成	大学生の参加40人/講座 開催回数 4回/年	大学生の参加(未実施) 開催回数 (未実施)	大学生の参加50人/講座 開催回数 6回/年
とよた子どもニュース「ひこうせん」の発行事業(とよた子どもニュース「ひこうせん」の発行数)	年1回	事業廃止(H19)	年1回
(仮称)地域子ども会議の開催*再掲	- -	開催地域数 (未実施) 会議開催回数(未実施)	開催地域数 26地域 会議開催回数 52回

施策の取組方針 2 教育・学習環境の充実と開かれた学校づくりの推進

基本施策 4 確かな学力の向上

【基本施策の考え方】

子どもが社会の中で主体的に生きていくためには、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等を含めた確かな学力を身に付けることが重要です。

本市では、2003（平成15）年3月に「豊田市教育行政計画」を策定し、その重点プロジェクトの1つとして「子どもの新しい学び推進プロジェクト」を挙げ、児童生徒が基礎・基本となる学力を身につけ、体験を通じて学ぶ楽しさを味わうとともに、情報や知識を活用して主体的に学ぶ力を習得することを目的とした取組を進めています。今後も、国籍、障がいの有無、性別、家庭状況などにかかわらずすべての子どもの学ぶ権利が保障され、教育力の充実・向上が図られるように引き続き取り組みます。

【平成21年度の実施状況】

(1) 学ぶ権利の保障

帰国児童・生徒への情報提供と相談活動を目的に、帰国児童生徒保護者懇談会を開催し、児童・生徒及び保護者の体験発表やグループ別情報交換を実施しました。また、帰国児童・生徒や保護者に対してアンケート調査を実施し、帰国後の問題点、学校への要望・在留国で習得した言語や生活体験を維持するための工夫、海外滞在体験が本人の成長に与えたと思われる事柄等について、豊田市教育国際化推進連絡協議会の専門委員会の報告集にまとめました。

特別支援学級の児童・生徒同士のふれあい・交流を促進するため、学校間交流の機会を設け、移動のためのタクシー代を補助しました。

ジェンダーフリー教育の実践を目指して、小学校4年生と中学校2年生の全児童生徒を対象に男女共同参画副読本を配布しました。

(2) 教育力の充実・向上

少人数指導、習熟度別学習等に対応するため市独自の非常勤講師を67人配置し、小学校1年生での32人学級、小学校3年生での35人学級、中学校2年生での35人学級を実施しました。中学校においては、複数の教師によるTT（チームティーチング）を全中学校で実施し、きめ細かな指導体制を整備しました。

少人数指導を効果的に実施するため「少人数学級・指導推進委員会」を年6回開催するとともに、少人数指導の状況調査や少人数学級におけるアンケート調査を実施し、導入学年の拡大に向けて答申案を策定しました。

高度情報社会における必須条件となる情報リテラシー向上を目指して、全103校のセンターサーバー化が完了し、平成21年9月に学校間ネットワークの運用を開始しました。

国際感覚を身につけ、異文化理解を促進させるため、市内全小学校・中学校・特別支援学校103校に外国人英語指導助手（ALT）26人を配置しました。

児童・生徒が自ら学び考える能力を育成するために、総合的な学習指導員による指導訪問を実施しました。また、総合的な学習の優れた指導案を収集し、希望する教員にメール配信できる制度を定着させました。

豊かな体験を通して、子どもたちが感性を磨き、伝統文化や働くことの大切さを実感することを目指して、各学校独自の体験活動を実践する「チャレンジ&ドリーム校」事

業を102校で実施しました。(国際理解6校、地域連携38校、自然体験8校、環境教育10校、学力向上5校、交流体験10校、福祉活動4校、伝統文化4校、その他17校)

教員の指導力向上のため、他分野での体験学習や大学院などでの学習の機会を提供する研修を実施しました。民間事業所での研修や福祉施設、農林業体験などを実施し、参加者は延べ193人でした。

教職員の指導力の向上を支援するため、愛知県の教員評価制度を学校事務職員にも拡大して実施しました。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
特別支援学級の学校間 交流の推進(利用校数)	-	36校	60校
ジェンダーフリー教育 の推進 小4・中2副読本配布数 教頭研修会	8,495冊 新任校長・教頭 26名	小4・中2生徒全員配布 -	小4・中2生徒全員配布 教頭 102名
市独自の教員補助員の 増員(非常勤講師配置 数)	60人	67人	65人
外国人英語講師の配置(配 置人数)	-	26人	26人
「チャレンジ&ドリーム 校」事業の推進	対象児童数 25,542人 対象生徒数 12,075人	対象児童数 25,325人 対象生徒数 12,197人	対象児童数 26,167人 対象生徒数 12,607人
教職員人事考課制度の導 入(教員評価のモデル実 施)	9校	全校実施	全校実施

基本施策5 心の教育の推進といじめ・不登校への対応

【基本施策の考え方】

子どもが自分を大切にするとともに他者も理解して大切にすることを育てていくことは、人間として他者と関係を結びながら生きていくうえで必要不可欠なことです。子どもが一人ひとりの人権を尊重し、規範意識を養い、異なる価値観を認め合えるように、道徳教育や多様な体験を通じた心の教育を推進します。

また、全国的にいじめや不登校が大きな社会問題となっている現状を踏まえ、いじめや不登校の予防、早期発見、早期対応に向けた取組を、学校、関係機関と家庭との連携の下で進めます。

【平成21年度の実施状況】

(1) 心の教育の推進

豊田市中心図書館では「豊田市子ども読書推進計画」に基づき、ブックスタート事業を実施しました。また、読み聞かせボランティア養成講座の開催、製本ボランティア活動を実施するとともに、「おはなし会」などを定例開催しました。

高齢者とのふれあい活動では、学校の総合学習やふれあい通所事業でのかわりとして機会を設定しています。

(2) いじめ・不登校への対応

いじめ、学級崩壊、校内暴力、不登校、児童虐待などの問題の早期発見・解決のため、様々な事業を実施しています。青少年相談センターでは、青少年相談員・学校コンサルタント・児童精神相談員・少年非行相談員による相談活動を実施しました（6,019件）。また、心の相談員を64小学校、25中学校に、不登校対応の教員の担当教科を補充する非常勤講師を17中学校に配置しました。

いじめに関しては、年2回いじめ調査を学校に向けて行い、いじめ解消100%を目指して取り組んでいます。いじめが解消されていない場合には、指導主事が学校を訪問し助言をしています。昨年度は、24校の学校を訪問しました。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成17・18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
本の読み聞かせ活動と 修理・製本活動			
おはなし会	週2回	週2回	週2回
ちいさいこのおはなし会	週1回	週1回	週1回
本を楽しむ会	週1回	-	週1回
学校図書館の本の修理・製本活動	月2回	月2回	月2回

基本施策 6 開かれた学校づくりの推進

【基本施策の考え方】

子どもの育成については、核となる学校においてその支援体制を整備することが重要であることはもちろんですが、ともすれば低下しているといわれる家庭や地域における子どもの育成機能の回復を図りながら、学校と家庭、地域が連携して取り組んでいくことが重要です。

2003（平成15）年3月に策定した「豊田市教育行政計画」の重点プロジェクト「開かれた学校づくりプロジェクト」に基づき、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて、外部人材の協力による学校の活性化などの取組を進めます。また、学校を地域コミュニティの核の一つとし、教員と地域住民が協働して子どもたちの育成を推進していくため、学校運営情報の公開や情報交換の仕組みの構築を図るとともに、学校評価制度の確立、学区外就学基準の弾力化についても研究を進めます。

【平成21年度の実施状況】

(1) 学校運営に関する情報公開の推進

学校運営の透明性を高めるため、各学校で学校評価を行い、その結果を学校だより等で保護者に公表しました（保護者アンケートの公表率は97%）。

学区外就学基準の弾力化について研究するため検討委員会を6回開催し、豊田市小規模特認校制の本実施年度や遠距離通学者支援事業の推進についての検討を行いました。また、小規模特認校のモデル実施を行いました。

(2) 家庭・地域と学校の協働の推進

子どもの活動や学校の取り組みなどについて、保護者をはじめ市民に公開し学校の教育活動の理解や協力をあおぐため、全103校で学校公開日を設定しました。

学校学習や部活動・クラブ活動などにおいて地域の人材を有効に活用するため、講師・指導員登録制度について検討しました。学校総合支援体制推進委員会のなかで、各大学に連携可能内容を取材し、ガイドブックに掲載しました。

また、民生委員・児童委員による繁華街、公園などでの「愛のパトロール」活動や小中学校の校門で児童生徒への「愛の一声運動」の実施により、地域の見守り活動を展開しました。そのほか、豊田市内では「おやじの会」が13か所で設置され、各地区で活動を展開しています。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
民生委員児童委員による地域見守り活動 愛のパトロール(夏休み、冬休み) 愛の一声運動	2回/年 延べ1,000人 1回/年 延べ500人	約2回/年 延べ740人 約2回/年 延べ880人	2回/年 延べ1,000人 1回/年 延べ500人
おやじの会の活動促進 *再掲(おやじの会設の立数)	8か所	13か所	10か所

基本施策7 生涯にわたる学習への支援

【基本施策の考え方】

学習は、学校教育の場でのみ実践されたり完了したりするものではなく、一人ひとりが生涯にわたり学習に取り組み、心の豊かさや生きがいを醸成していくことが大切です。特に昨今の国際化や情報化が急速に進み、科学技術の進歩等社会の変化が激しい世の中にあっては、青少年が学校終了後も生涯にわたって学習を続け、様々な可能性を伸ばしていけるような環境づくりが重要です。

このため、豊田市では社会変化に対応した多様な学習機会を提供するとともに、学校施設等を活用した生涯学習環境の整備に取り組むことにより、生涯にわたる学習への支援を進めます。

【平成21年度の実施状況】

(1) 社会変化に対応した学習機会の提供

国際化が進展するなか、異文化を理解したり、異文化の人たちと協調して生活したりするための学習機会を提供するため、豊田市教育国際化推進連絡協議会指導研究委員会・国際理解委員会で学校及び関係機関の取り組みを報告書にまとめました。また、外国人児童生徒指導者研修会を3回開催し、多文化共生教育について学習を深めました。日常的な国際交流として、小中学校におけるインターネットを通じた国際交流を推進しています。メール等による交流実施校数は、中学校26校、小学校3校でした。

環境問題や少子・高齢化など、社会情勢の変化に対応した教育を推進するため、チャレンジ&ドリーム校推進事業を102校で実施し、学校独自の特色ある豊かな体験活動を展開しました。

様々な環境問題への関心を行動につなげていくことを目的に、交流館において環境問題をテーマとした講座を開講しました。講座数は90講座で、受講者数は述べ17,480人でした。

地域や学校への出前講座を21回実施し、参加者数は延べ1,366人でした。また、自分の暮らす地域や市全体についても関心を持ち、身近な環境について考えることができる青少年を育成するため、23クラブが登録するこどもエコクラブの交流発表会を開催しました。

子どもたちが科学技術の進展を知り、科学の神秘にふれることができる機会を提供するため、豊田産業文化センター内のとよた科学体験館では、プラネタリウムの投映やサイエンスショーを実施しました(プラネタリウム入場者数は48,037人、サイエンスショー来場者数19,100人)。学校教育の分野でも、科学技術振興協会や産業労政課の様々な事業に協力しました。第39回豊田市創意工夫展の出品数は539点、とよたものづくりフェスタ2009の参加ブース数は理科3ブース、第26回豊田市小中学生科学研究発表会の作品総数は7,775点、燃料電池自動車授業の開催校数は90校でした。

(2) 生涯学習環境の整備

地域での健康づくりやスポーツ活動を推進するため、学校に支障のない範囲で小中学校の施設を開放しました。開放校数は市内全小中学(76小学校、26中学校)で実施され、延べ利用人数は1,047,095人でした。

すべての市民が豊田市の生涯学習情報を入手できるよう、交流館等を情報拠点として整備するとともに、インターネットによる情報提供を実施しました。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成16年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
社会の変化に対応した教育の推進(ガイドブックの作成・配本、教育センターHPに掲載)	事業構想検討		小中養護学校全校配布 (103冊)
環境学習の促進 交流館環境関連講座数 交流館環境関連講座受講者数	19講座 588人	90講座 17,480人	22講座 700人
地域環境教育の推進 こどもエコクラブの結成 グリーンマップの作成 (施設展示)	24クラブ 準備中	23クラブ 2地域(交流館単位)	25クラブ 5地域(交流館単位)
科学技術の発展に対応した学習の促進 サイエンスショー来場者数 プラネタリウム来場者数	22,450人 47,367人	19,100人 48,037人	25,000人 59,000人
生涯学習情報誌「いどばたごよみ」の提供(情報提供件数)	1,131件	インターネット提供	1,300件

基本施策 8 青少年の情報リテラシーの向上支援

【基本施策の考え方】

現代は、高度に情報化が進んだ社会であり、青少年の生活において情報空間が与える影響が非常に大きくなっています。高度情報社会は、生活をより便利にする可能性がある一方で、人間関係の希薄化、自然や社会に関する実体験の不足、有害情報の氾濫などの様々な弊害も包含しています。このような状況を認識し、青少年が情報を適切に活用し、自らの可能性の拡大に向けて有効に活用できるように、青少年の情報リテラシーの向上に向けた支援に取り組みます。

【平成 21 年度の実施状況】

(1) 情報リテラシーの向上

児童生徒の情報リテラシーの向上支援として、「ICT利活用の手引き」を活用し、ICT機器を生かした授業を実践しました。また、携帯電話やインターネットに関する「情報モラル指導カリキュラム(例)」を各校へ配布し、児童生徒への指導を実施しました。

そのほか、学校でのICTリテラシー研修の充実のため、情報教育指導員を配置しました。

(2) 青少年の適切な情報活用への支援

学校間交流の情報手段としては、「とよた子どもまなびネット」を全小中学校102校及び養護学校1校で活用しました。また、小中学校全校に電子黒板各1台と校内LANセット複数台の配置が完了し、授業の中で児童生徒が自らの学びの成果を表現したり、考えをまとめたりする活動に生かしました。

施策の取組方針 3 次世代を担う子どもの自立に向けた支援の充実

基本施策 9 思春期児童への支援の充実

【基本施策の考え方】

これまで「子育て支援」といった場合には、主に乳幼児期及び学童期までの支援が中心となることが多く、これ以上の思春期の年齢層については施策分野も多岐にわたり相互の連携が難しく、また学校以外には拠点施設も少ない状況にありました。しかし、思春期の子どもをめぐっては、思春期の様々な悩み・葛藤に対する相談支援や、10代の妊娠の増加を踏まえた思春期における性教育の充実、薬物乱用防止や非行防止が、昨今の重要な課題として認識されています。これら思春期児童への支援について、教育、保健、福祉、警察等の関係主体の連携の下に適切に進めていきます。

【平成21年度の実施状況】

(1) 思春期からの健康づくりの支援

スマイルプラン事業実績報告書 第1節・基本施策4・(1)参照。

(2) 子ども相談機能の充実

子どもの身近な悩みやいじめなどの相談を受け、子どもの権利侵害があった場合に、本人及び関係者から申立てを受け、子どもとともに解決を図る相談機関である「とよた子どもの権利相談室」にて相談事業を実施しました。(実相談件数：子ども29件、大人53件、延べ相談件数：子ども75件、大人375件)

(3) 青少年の非行防止

地域と協力した補導体制の充実を図るため、教育委員会が委嘱したコミュニティ会議推薦の地区補導員及び学校等関係機関推薦の補導員300余人により、コンビニ、ゲームセンター、神社などを巡回する「愛の声かけパトロール」を全域で展開しました。また、社会を明るくする運動等、豊田保護区保護司会の活動支援を行いました。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
青少年補導体制の充実 地区補導員体制 公募補導員体制	115人 14人	127人 11人	130人 30人
保護司活動の支援 保護司数 社会を明るくする運動 参加延べ人数	131人 1,500人	140人 10,757人	144人 2,000人

基本施策 10 次世代の親の育成

【基本施策の考え方】

青少年の育成は、将来の親を育てることであります。子どもたちが、生命の大切さや家庭を築くことの意義を理解し、子育てに関する正しい知識やイメージを持つことができ

るよう、世代間交流等の実施により子どもや家庭を持つことについて知る機会を提供します。また、思春期の子どもたちが乳幼児や園児との接触体験や日常的な関わりを通じて、子どもや子育てに関する正しい知識や理解を持つ機会づくりを推進します。

一方で、子どもたち自身も、自分より幼い子どもたちを「守る」体験もすることにより、徐々に次世代の親として育っていくことを支援します。

【平成21年度の実施状況】

(1) 異年齢交流の推進

スマイルプラン事業実績報告書 第1節・基本施策5・(1)参照。

(2) 生命の大切さや次世代育成に関する理解の促進

スマイルプラン事業実績報告書 第1節・基本施策4・(1)参照。

基本施策11 若者の就業と自立への支援

【基本施策の考え方】

我が国においては、ここ3～4年はやや低下傾向にあるものの若者の失業率がバブル崩壊以降高い水準で推移しており、フリーターやいわゆるニートと呼ばれる若年無業者が増加しています。

「豊田市青少年の生活と意識に関する調査」の結果をみても、中学生の3人に1人が悩みや不安として「自分の将来のこと」(34.2%)を挙げ、「就職のこと」(15.8%)、「将来、社会に出て行くことについて」(18.0%)、「将来に夢が持てないこと」(13.2%)なども挙げられています。保護者も3人に1人が子どもの「将来のこと(就職、結婚、自立)」を不安に感じていると回答しています。

国においては、2003(平成15)年6月に「若者自立・挑戦プラン」がとりまとめられ、同プランに沿ったキャリア教育や就職支援の取組が進められています。このような国の政策動向を踏まえるとともに、産業集積都市である豊田市の特性を最大限生かして企業等の協力も得ながら、若者の職業能力の開発と就業への支援に取り組みます。

【平成21年度の実施状況】

(1) 職業意識の醸成とキャリア教育の推進

中学生の職場体験の受入れ事業所拡大をめざし、キャリア教育支援協議会を1回開催し、受入れ事業所データベースを教育センターホームページに開設しました。

企業・大学等と連携した出前講座の実施については、31校で実施しました。また、受け入れ支援のため、学校総合支援体制推進委員会に大学連携作業部会・企業連携作業部会を設け、小中学校への派遣事例を収集しました。また、大学連携作業部会では、出前講座を活用している事例のほか、各大学の提供可能講座等の情報を収集し、ガイドブックに掲載しました。

また、高等教育機関(高専・大学)と連携し、専門的な教養講座を開催しました。

そのほか、各学校において、総合学習や特別活動の中で、卒業生(自校先輩)から話しを聞く取組を実施しました。

(2) 職業体験機会の充実と就業への支援

学校と民間企業交流を図るため、豊田市キャリア教育支援協議会（商工会議所、医師会、JA あいち、学校代表）を1回開催しました。また、中学生の職場体験の受入れ拡大及び教育センターホームページ内に事業所情報の掲載を依頼しました。

中学生及び高校生を対象に、公立こども園では保育士体験教室を開催しました。

インターンシップの導入では、市内の県立高校8校で地域の産業界との共働により実施しました。また、豊田市雇用対策協会を通じて、大学や高校6校に働きかけ実施しました。

そのほか、若年無業者等の就労支援を目的として就労支援セミナー、キャリアカウンセリングを行いました。

(3) 若者の自立支援

青少年センターでは、未婚・晩婚化、就業・自立、ニート・フリーターなどの社会問題に対応するため、平成19年度から継続して青年支援事業を実施し、ブライダル講座・仕事体験塾事業を実施しました。また、青年の交流学習事業（短期講座、交流イベント）を実施しました。

就労に関する相談、情報提供を実施する総合窓口として、平成19年4月に開設した「豊田市就労支援室」では、豊田公共職業安定所管内の求人情報の紹介、職業相談を実施しました。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
高等教育機関における 公開講座の開催支援 共催公開講座数 共催公開講座受講者 数	4講座 237人	4講座 88人	6講座 280人
企業・大学等と連携した 出前講座 大学生の指導・支援に よる出前講座 燃料電池自動車の授 業実施	1校 2校	31校 希望校実施	10校 希望校実施
保育師大圏教室の開催 (保育士体験実施園数)	-	10園	10園
とよた出会いの場プロ ジェクト(You-meフェス タ参加人数)	84人	81人	200人

施策の取組方針 4 すべての子どもと子育て家庭に対する支援の充実

基本施策 1 2 身近な地域における子育て支援機能の充実

【基本施策の考え方】

これまで子育てに伴う不安や負担の軽減のための支援については、乳幼児期を中心に必要性が指摘される傾向にありましたが、「豊田市青少年の生活と意識に関する調査」では、就学後の子どもを持つ保護者についても子どもの進路や友人関係などについて様々な悩みや不安を抱えていることが明らかになっています。また、子どもを狙った犯罪の多発などを受けて、小学生等が放課後も安全・安心に過ごせる環境づくりが課題となっています。

このような状況を踏まえ、青少年の特性を踏まえながら、すべての子育て家庭が、ニーズに応じた多様な支援を身近な地域で受けられるようにするため、相談や情報提供などをはじめとした子育て支援機能の充実を図ります。

【平成 2 1 年度の実施状況】

(1) 相談・情報提供機能の充実

スマイルプラン事業実績報告書 第 2 節・基本施策 6 ・(1) 参照。

(2) 居宅や施設における子どもの養育支援

すべての小学生を対象とした放課後の居場所づくり事業である放課後子ども教室事業は、本市においては地域における「子ども見守り隊」事業として展開を進め、12 地区(岩滝自治区、東田自治区、乙部ヶ丘自治区、豊南自治区、豊松自治区、丸山自治区、西保見小学校区、外根自治区、青木自治区、平戸橋二区自治区、青木台自治区、志賀ニュータウン自治区)で開催しています。

スマイルプラン事業実績報告書 第 2 節・基本施策 6 ・(2) 参照。

基本施策 1 3 子育てや教育に伴う経済的負担の軽減

【基本施策の考え方】

子育てに伴う負担の中で最も大きな負担となっているのが、経済的負担です。子ども 1 人を育て上げるためには、教育費を始めとする多大な費用が必要となります。こうした経済的負担を少しでも軽減するため、公平性に配慮しながら子育てや教育に係る費用について経済的な支援を行っていきます。

【平成 2 1 年度の実施状況】

(1) 医療費助成

スマイルプラン事業実績報告書 第 2 節・基本施策 7 ・(1) 参照。

(2) 子どもに係る各種手当の支給

スマイルプラン事業実績報告書 第 2 節・基本施策 7 ・(2) 参照。

(3) 就園・就学への支援

スマイルプラン事業実績報告書 第 2 節・基本施策 7 ・(3) 参照。

基本施策 1 4 援助を必要とする子どもと家庭への支援

【基本施策の考え方】

子どもや子育て家庭の中には、それぞれにきめ細かな特別な援助を必要とする子どもと家庭があります。例えば、障がい児や学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症などの子どもについては、障がいや療育上の課題を早期に発見するとともに、早い段階からの療育支援を母子保健、医療、福祉、教育等の様々な領域の連携に基づいて行っていく必要があります。

ひとり親家庭への支援にあたっては、近年の離婚の増加もあり、経済的支援だけではなく、その自立を促すように日常生活支援、就労支援、自助グループの結成等の様々な側面からのアプローチが必要とされます。また、従来のように母子家庭のみを対象とした施策ではなく、父子家庭についても家事を始めとした日常生活への支援などに取り組む必要があります。

また、市内には外国人の子育て家庭が多く居住していることから、これらの家庭については言葉や文化などが異なるため、日本人家庭を対象とした支援内容を一律に提供するだけでは不十分な場合があり、特別な配慮が必要と考えられます。

以上のような様々な援助を必要とする子どもと家庭に対し、それぞれの個別的なニーズに配慮した支援を行っていきます。

【平成 2 1 年度の実施状況】

(1) ひとり親家庭の自立支援

スマイルプラン事業実績報告書 第 2 節・基本施策 8 ・(1) 参照。

(2) 障がいのある子どもへの支援

学校の放課後や休業日に障がいのある小・中・高校生を対象に、デイサービス事業所などで社会適応訓練・生活訓練を実施するとともに、障がい児の自立支援と介護者の負担軽減（レスパイト）を図る障がい児タイムケア事業を実施しました。利用者数は 1 3 1 人（平成 2 2 年 3 月実績）でした。

特別支援学級の児童・生徒同士のふれあい・交流を促進するため、学校間交流の機会を設け、移動のためのタクシー代を補助しました。

(3) 外国人児童生徒への支援

スマイルプラン事業実績報告書 第 2 節・基本施策 8 ・(3) 参照。

(4) DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の充実

スマイルプラン事業実績報告書 第 2 節・基本施策 8 ・(4) 参照。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
特別支援学級の学校間 交流の推進*再掲(利用 校数)	-	36校	60校

施策の取組方針 5 仕事と子育ての両方を支援する環境づくりの推進

基本施策 1 5 「働き方の見直し」と企業の自主的な取組への支援

【基本施策の考え方】

我が国においては、子育て期の特に男性の労働時間があまりにも長いことが、家族的責任を果たすうえで障害になっており、次世代育成支援に困難をもたらしている要因の一つであるといえます。また、女性も同様に子育て期であっても長時間労働せざるを得ない就労状態があり、仕事と子育ての両立を容易に図ることはできません。男女ともに職業上の責任と家族的責任の両者をバランス良く果たすことができるように、労働時間等をはじめとした職場における様々な労働条件の是正の徹底が重要な課題となっています。

2003（平成15）年7月に成立した次世代育成支援対策推進法により、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主（以下「大企業」という。）に「一般事業主行動計画」、国や地方公共団体の各機関に「特定事業主行動計画」の策定が義務付けられ、労働者の職業生活と家庭生活の両立支援策の計画化が法的に求められるようになりました。中小企業については計画策定が努力義務とされています。市内各企業において両立支援のための雇用環境の整備が適切に進められるよう、市としても、各企業への働きかけと環境整備に対する側面的な支援を行っていくことが必要であると考えます。

また、「働き方の見直し」を実現するために、各企業における経営者や管理職者や、「働く人」自身の意識の転換が必要であることを念頭に、市民一人ひとりの意識改革を図るための広報・啓発活動を推進します。

【平成21年度の実施状況】

(1) 意識改革を図るための広報・啓発活動の推進

スマイルプラン事業実績報告書 第3節・基本施策11・(1)参照。

(2) 両立支援に取り組む一般事業主等への支援

両立支援に取り組む先進企業の紹介として、ファミリーフレンドリー企業のリーフレットを産業労政課窓口配置して、周知に努めました。

育児休業制度の周知等については、ワークライフバランス推進員が市内事業所を訪問し、育児休業制度の周知や仕事と生活の調和に関する周知啓発を行いました。

施策の取組方針 6 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

基本施策 1 6 小児保健医療体制の充実

【基本施策の考え方】

子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、保健・医療の両面から支援できる体制が整っていることが必要です。子どもの病気は、急な場合も多いことから、安心して利用できる小児救急医療体制の整備が求められます。

また、小学校就学後の子どもの保健機能の充実や健康維持の取組として、学校における保健衛生指導など学校保健の充実や歯科保健の意識啓発を進めます。

【平成 2 1 年度の実施状況】

(1) 小児医療体制の充実

スマイルプラン事業実績報告書 第 4 節・基本施策 1 4 ・(1) 参照。

(2) 学校保健・歯科保健の充実

児童・教職員の各種健康診断、健康教育で健康管理や衛生管理を行い、学校医・歯科医・眼科医・耳鼻咽喉科医・薬剤師に委嘱して各種検診等を実施しました。

基本施策 1 7 食育の推進

【基本施策の考え方】

「食」は人にとって生命維持の基本的営みであり、健康な体づくりだけでなく、子どもの心を育てるためにも極めて重要な意味を持ちます。しかし昨今では、子どもを取り巻く食環境は大きく変化し、家庭における食事の持つ意義が希薄なものとなり、「孤食」や「欠食」などの食行動の乱れや小児の肥満などが大きな社会問題となっています。

このため、食の安全面や適切な栄養摂取について注意を払う必要があると同時に、生涯を通じた食習慣の重要性を考え、あらゆる機会をとらえ様々な方法で食の教育、すなわち「食育」に対する取組みを進めていきます。

【平成 2 1 年度の実施状況】

食育の推進

スマイルプラン事業実績報告書 第 4 節・基本施策 1 5 ・(1) 参照。

施策の取組方針 7 子育てを支援する安全な生活環境の整備

基本施策 1 8 安全で快適に暮らせる都市環境の整備

【基本施策の考え方】

子どもの成長にとっては、屋外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりが必要であることから、地域の公園、緑地、広場等の整備を進めます。

また、日々の生活において子育て家庭が安心して快適に暮らすことができるようにするため、公共施設や交通機関、道路などにおいて、子どもを持つ家庭でも外出しやすい環境整備に取り組みます。

最近では、あらかじめすべての人が利用しやすいように「ユニバーサルデザイン」の考えも浸透しつつありますが、これからの「まちづくり」にあたっては、子どもや子育て家庭の視点も取り込んで、あらゆる人にとって生活しやすい環境づくりに取り組みます。

【平成 2 1 年度の実施状況】

(1) 安心して外出できる環境の整備

スマイルプラン事業実績報告書 第 5 節・基本施策 1 6 ・(1) 参照。

(2) 安全・安心な道路交通環境の整備

人にやさしいまちづくり整備指針に基づき、歩道のバリアフリー化を推進するため、美里地区の歩道の段差解消やすり付け勾配の緩和を実施しました。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
歩道のバリアフリー化の 推進（人まち歩道修繕計 画）	116km	1km	139km

基本施策 1 9 子育てを支援する住宅施策の充実

【基本施策の考え方】

子どもが生活する場として「住まい」の重要性は大きく、その「住まい」に必要とされる要件は子どもの成長段階に応じて刻々と変化していきます。このため、子どもの生活基盤としての住環境を充実させ、子どもの状況に応じて柔軟に住まいを変えることを支援することも視野に入れて、住宅施策の充実を図っていきます。

【平成 2 1 年度の実施状況】

(1) 良質な住宅の確保

スマイルプラン事業実績報告書 第 5 節・基本施策 1 7 ・(1) 参照。

(2) 良好な住環境の整備

スマイルプラン事業実績報告書 第 5 節・基本施策 1 7 ・(2) 参照。

基本施策 20 子どもの安全の確保

【基本施策の考え方】

昔と比較して子どもは屋外で遊ばなくなったといわれますが、これは子ども自身のライフスタイルの変化によるほか、地域における交通事故の発生件数の増加や治安状況の悪化などを背景に、屋外で安全に遊ぶことができなくなった部分も少なくありません。

このため、子どもたちが安心して屋外で遊ぶことができるよう、交通安全教育の推進などにより交通事故から子どもを守る取組を積極的に進めるとともに、地域住民による自主的な防犯活動を促進し、地域における治安対策の強化に努めます。

【平成 21 年度の実施状況】

(1) 子どもの交通安全を確保する活動の推進

スマイルプラン事業実績報告書 第 5 節・基本施策 18・(1) 参照。

(2) 犯罪等の被害から子どもを守る活動の推進

学校における防犯体制を強化するため、警備体制の強化や防犯訓練の実施を行うとともに、保護者や地域住民による警備活動を推進しました。防犯避難訓練実施学校数は 76 小学校と 26 中学校、地域ボランティアを組織した学校数は 73 小学校でした。また、防犯教室を 74 小学校、24 中学校で実施しました。

(3) 子どもの事故防止対策等の充実

スマイルプラン事業実績報告書 第 5 節・基本施策 18・(3) 参照。

(4) 有害環境浄化の推進

青少年相談センターが実施した、ゲームセンター、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ、図書类等自動販売機等の状況確認調査の結果を青少年補導員へ通知し、この調査を基に巡回パトロールのコースに組み入れました。

施策の取組方針 8 重層的・多面的な子育て支援ネットワークの構築

基本施策 2 1 地域の子育て支援ネットワークの構築

【基本施策の考え方】

青少年を健全に育成し、あらゆる子育て家庭がそれぞれのニーズに応じた多様な支援が受けられるようにするためには、行政によるサービスを充実させるだけではなく、地域における青少年健全育成に関する機運を醸成し、様々な主体による青少年の育成や子育て支援の機能を強化することが必要です。このため、地域における支援の担い手を発掘し、これらの担い手による様々な活動や取組を活性化させていきます。このような取組により、希薄化してきた地域社会の人と人のつながりを再生し、地域における子どもの養育機能の強化を図ります。

【平成 2 1 年度の実施状況】

(1) 地域における青少年健全育成活動の推進

各地区コミュニティ会議との連携により、青少年健全育成推進協議会への支援を通して、「家族そろって朝食を！」市民運動の展開、街頭啓発活動、ブース出展（産業フェスタ、造形フェスティバル）等、青少年の健全育成の推進を図りました。

また、民生委員・児童委員による繁華街、公園など「愛のパトロール」及び小中学校の校門で生徒への「愛の一声運動」の実施により地域の見守り活動を展開しました。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
民生委員児童委員による地域見守り活動*再掲	2回/年 延べ1,000人	約2回/年 延べ740人	2回/年 延べ1,000人
愛のパトロール(夏休み・冬休み)	1回/年 延べ500人	約2回/年 延べ880人	1回/年 延べ500人
愛の一声運動			

基本施策 2 2 子どもと家庭をめぐる問題への対応

【基本施策の考え方】

児童虐待によって、子どもが重傷や死亡に至るケースや食事を与えられず放置されるケースが報道されていますが、子どもの年齢は乳幼児期に限ったことではなく、小学生や中高生も被害にあっています。発見される児童虐待の事例は、全国児童相談所の報告では10年前の約15倍以上に急増し、児童虐待の定義や発見、通告、早急な対応などが定められた「児童虐待の防止等に関する法律」も2000（平成12）年11月に施行されました。

育児不安や児童虐待への支援は、多様な主体が連携して、多面的に行う必要があるため、母子保健、医療、児童福祉、学校教育等の様々な領域や、行政機関、民間団体など、所管や立場が異なる複数の機関が有機的に機能連携できるよう、各機関の役割と連携のルールを明確化するとともに、連絡調整や情報共有のための専門的支援体制の整備を図ります。

また、児童虐待の予防の観点においては、現に虐待の問題や育児不安を抱える家庭への問題解決に向けた支援を充実させるほか、地域住民に対して児童虐待の予防や通告義務に関する意識啓発を図ります。

【平成21年度の実施状況】

(1) 専門的支援体制の構築

親と子の電話相談「はあとライン」では、28人の相談員体制の下で、電話相談を実施し、対話を通じて相談者の不安を解消しました。

(2) 地域住民と関係機関の連携

スマイルプラン事業実績報告書 第6節・基本施策20・(2)参照。

【主な指標の進展状況】

指標名	平成17・18年度 実績値	平成21年度 実績値	平成21年度 目標値
親と子の電話相談「はあとラインとよた」	相談員体制 20人 相談件数 377件 稼働率 5%	相談員体制 28人 相談件数 489件 稼働率 7%	相談員体制 24～28人 相談件数 1,000件 稼働率 15%